

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	要件緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	事例) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第5項第2号ロ ((電子署名)) 状況) 法的要件が運用にミスマッチの為、電子化の阻害要因になっており、国税関連書類の電子化が促進されない。結果末端の会計、税務の仕組みのみは効率化が図れないことで分断される結果となり、全体の効率化につながらず、企業競争力の低下の一因となっていると考えられる。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電子署名には有効期限 (最長5年) が定められており、この有効期限は、そもそも国税関係帳簿書類の法的保存年数 (最短7年) を下回るものである。これが法的要件に課せられていることで、利用者は、法的要件を満たすために、電子署名の有効性の延長措置を取る必要があり、運用上もコスト面からも負担が強いられ、電子化が遅々として進まず、ICT利活用の阻害要因となっている。上記事例で求められる電子署名の意義は、スキャン文書が紙と同様に正しくスキャンされたことを承認する意味と捉えられるが、そもそもの電子署名の意義の本質は、あくまでもその時点での本人確認であり、スキャン行為の正当性を証明する行為として用いられることは電子署名法でも想定の外である。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	スキャン行為の正当性の証明は電子帳簿との相互関連性の保持等を含む運用すべてで立証されるものであり、そこにスキャン監督者の電子署名が必ずしも施されている必要性は少ない。また、電子署名がもつもうひとつの効用であるスキャン後の非改ざん性の担保は、別の法的要件であるタイムスタンプが同様の効果を持つため、ここでも電子署名が必ずしも必要ではないと言える。電子署名は要件からはずすか任意項目とする等の要件緩和を実施願いたい。